

新チェックリスト保育士篇の解説

新チェックリスト保育士篇の解説

目 次

執筆者一覧

序 文

1. 保育の理念・保育観	1
2. 保育の内容	17
1) 保育計画・指導計画	17
2) 乳児保育	27
3) 3歳未満児保育（1・2歳児保育）.....	42
4) 3歳以上児保育	57
ア・基礎的事項	57
イ. 健康	67
ウ. 人間関係	77
エ. 環境	85
オ. 言葉	92
カ. 表現	102
5) 特別な配慮や支援を必要とする子ども（障害児）の保育	110
6) 行事	121
7) 延長保育・一時保育	128
3. 保健活動・安全管理	136
4. 保護者・地域社会・関係機関との連携	149

5. 地域の子育て支援	169
6. 保育園の職務・役割分担	177
7. 保育士としての資質向上（研修・研究活動）	191

付 録

「新チェックリスト保育士篇」の活用方法	201
記入上の注意	203
新チェックリスト保育士篇	204
評価（点検）結果	230

執筆者一覧

- 小林 芳文 (横浜国立大学教授)
- 須 永 進 (藤女子大学教授)
- 堀 田 芳子 (東京教育専門学校講師)
- 海 和 宏子 (キンダー保育園園長)
- 門 倉 文子 (なでしこ保育園園長)
- 中 村 美喜子 (若葉保育園園長)
- 森 田 倫代 (きらら保育園園長)
- 細 川 玲子 (新通保育園副園長)
- 若 山 望 (村山中藤保育園主任保育士)
- 渋谷 一美 (堀兼みつばさ保育園主任保育士)
- 福 田 武比古 (日本保育協会事業部長)

序

この「新チェックリスト保育士篇の解説」は、厚生労働省の平成18年度国庫補助事業である「保育所の保育内容に関する調査研究」の成果物として、日本保育協会が作成しました。

なお、本体の「新チェックリスト保育士篇」は平成17年度国庫補助事業である「保育所の保育内容に関する調査研究」及び「保育所における地域の子育て支援に関する調査研究」により作成したものです。

保育所保育の質の向上のために、保育士自身が日々の保育を振り返り自己点検することをねらいとした「新チェックリスト保育士篇」が保育関係者の間で大きな反響を呼び、さらに掘り下げた活用をしたい等の要望を受け、今回、「新チェックリスト保育士篇の解説」が作成され、刊行されるに至ったことは大変意義深いと考えております。

少子・高齢時代を迎えて、子育て支援の主要な柱である保育所保育及びその担い手である保育士に社会的な期待が高まっています。多様なニーズに対応し良質な保育サービスを提供するためにも、保育士の資質向上の必要性はこれまで以上に求められることでしょう。

本書を、保育士の資質を高めること、ひいては保育所保育のさらなる充実・向上のために役立てていただければ幸甚に存じます。

本書を発刊するまでには、執筆者（研究スタッフ）の方々の多大なご尽力がありましたことに対し、心から深く感謝の意を表する次第であります。

平成19年3月

社会福祉法人 日本保育協会

1. 保育の理念・保育観

1-2

児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して、子どもの生活と健全な発達を保障することが保育園の重要な使命だと理解していますか。

日本が平成6年に批准した「児童の権利に関する条約」には、「児童の最善の利益」という文言が再三にわたり使われています。「児童の権利を守る」という思想はそれ以前にも主張されてはいましたが、それを「児童の最善の利益を考慮する(保障する・優先する)」という、より積極的な概念として表現したことは、この条約を批准した国々の児童福祉の考え方に少なからぬ影響を与えたことと思われま

す。我が国の保育所保育のガイドラインである「保育所保育指針」が平成11年に改訂されたときにも、その総則の中に「乳幼児の最善の利益を考慮し」という文言が使われるようになりました。

日本国憲法の精神にしたがい制定された「児童憲章」は、「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」との理念をかかげています。

「子どもの最善の利益」を考慮して、「子どもの健やかな育ちと生活」を保障することが、まさに保育園に与えられた第一義的な使命なのです。

しかしながら、近年、この児童福祉の観点よりも、保護者の「仕事と子育ての両立支援」という就労支援の観点が強調されがちであることが気がかりです。

「両立支援」は、保育園が半世紀以上に亘って果たしてきた重要な役割であり、今後も期待される最大のものであるのは間違いありませんが、保育園は、保護者の「子育て支援」の前に、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その育ちと生活を保障する、いわば「子育て支援」という使命をもっているということを忘れてはなりません。

ここ数年、保育界にも規制改革の波が押し寄せています。待機児童解消のためには定員を超えてもいい、園庭がなくてもいい、保育士は短時間保育士でもいいとい

う具合に「規制緩和」され、保育園の台所ともいべき「調理室」まで撤廃せよという改革論者もいます。こうした人々は経済効率のみ優先して、「子どもの利益・幸せ＝児童福祉」という観点を無視しているのです。

このような時代にこそ、保育関係者は、「保育園は児童福祉施設であり、私たちは、子どもたちの最善の利益とその育ちや生活を守る」という立場を貫き、そのことを主張すべきだと考えます。

(福田)

1-3

あなたは、日頃から「保育所保育指針」をよく読み、その理念を理解したうえで、保育内容や保育方法を考えるときのガイドラインとして使っていますか。

保育所保育指針は、昭和40年に制定され、今までに2回（平成2年・11年）改訂されて今日に至っています。保育指針は、保育所入所児童への日々の保育内容等に関する視点や方向性などを示したものであり、中央児童福祉審議会（当時）の意見具申を受けて、厚生省児童家庭局長通知として全国に通達されたものです。

現行の保育指針は平成11年に改訂されたものですが、その改訂の理由として、少子化の進行や女性の社会進出の増大など保育を取り巻く環境が著しく変化したことがあげられます。また、平成9年の児童福祉法の改正、エンゼルプランの策定（平成6年）、幼稚園教育要領の改訂（平成10年）などもその背景にあります。

改訂の内容として、保育所による地域の一般家庭への子育て支援機能を新たに位置づけたこと、保育士の専門性の向上、守秘義務、体罰の禁止、性別による固定的役割分業意識を植え付けないという配慮など保育士の保育姿勢に関する事項を新たに設けたこと、さらに、乳幼児突然死症候群の予防、アトピー性皮膚炎対策、児童虐待への対応なども盛り込まれました。

このようにして、時代の変化に対応すべく保育指針は改訂されたのですが、保育所保育の理念の根幹部分は変わることなく堅持されています。すなわち、「保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である」という

こと、また「養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある」ということ、「保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである」ということが明記されているのです。これらの重要な、そして基本的な理念は、保育所保育指針の第1章「総則」に記されていますので、保育者たるものは、おりにふれこの総則を読み返すことが望ましいと考えます。

「総則」には、「1 保育の原理」として「(1) 保育の目標」「(2) 保育の方法」「(3) 保育の環境」、「2 保育の内容構成の基本方針」として「(1) ねらい及び内容」「(2) 保育の計画」があり、保育内容・保育方法そして保育の視点や方向性を考える際に重要な示唆を与えてくれます。

保育指針は、まさに保育のガイドラインであり、航海に必要な羅針盤のようなものだということができるでしょう。

(福田)

1-4

あなたの保育が、子どもの生涯の基礎を培う極めて大切な役割を担っていると認識していますか。

保育所保育指針の「総則」には、「保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである」とあります。

今日、延長保育は多くの保育園で実施されており、保育時間は長時間化する傾向にあります。時間もそうですが、子どもたちは、ますます保育園での生活の比重を高めています。このことは、乳幼児の発達という視点からも考えさせられる課題です。保育士が提供する保育は、保護者の育児と同等の、場合によってはそれ以上の影響を子どもに与えることになります。

保育指針総則の「1 保育の原理」「(2) 保育の方法」には、「保育においては、保育士の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、保育士は常に研修など

を通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要がある。また、倫理観に裏付けられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子どもに関わらなければならない」と、保育士の自覚を求めています。

保育士の日常の保育が、「子どもの生涯の基礎を培う極めて大切な役割」を担っているということを認識して、私たちは、その責務と誇りをもって自分自身と自らの保育を向上させましょう。

よく「環境による保育」ということをいいます。環境には、「①人的環境」「②物的環境」「③自然・社会事象」などが考えられ、これらが関連しあって保育の環境を構成しますが、これらのなかでも「人的環境」は子どもの発達にとって極めて重要な意味をもちます。保育園における乳幼児にとっての人的環境は、周囲の子どもや保育士以外の職種の職員も含みますが、何といても保育士であるあなたが中心となります。

保育園の保育は、いうまでもなく、養護と教育が一体となっていて行われるものですが、それは、保育者の人格と子どもの人格との触れ合いという側面をもっています。あなたの日常的な保育には、自身の感性や価値観・人生観が反映されているとも考えられるのですから、日頃から自らを高める努力をするとともに、目の前の子どもたちを豊かな愛情と優れた知性をもって保育したいものです。

(福田)

1-5

あなたは、保育所保育は養護と教育が一体となっていて行われている、ということ意識して保育していますか。

保育所保育指針の第1章「総則」には、「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある」とあります。

この基本的理念は、昭和40年に保育指針が制定されてから、2回の改訂（平成2年・11年）を経ても変わることなく守られてきた考え方です。

保育所保育には、養護的機能と教育的機能があり、これらは不可分一体となってその役割を果たしているのです。

養護的機能というのは、「生命の保持」と「情緒の安定」を意味しており、「生命の保持」とは、子どもの健康と安全を守ること、つまり、病気にしない、怪我をさせないということであり、「情緒の安定」とは、いわば心のケア（養護）ということなのです。

保育所の子どもは集団の中で生活していますから、多かれ少なかれストレスがかかり、ともすれば情緒が不安定になります。そこで、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たしながら心を安定させ保育することが肝要です。

教育的機能というのは、保育士が子どもの自発的、主体的な活動を援助して、「子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度」を育てる働きであり、そのためには、発達の分析的視点として5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）が設けられています。この5領域を踏まえた教育は、幼稚園の幼児教育と同等の内容です。

保育士は、以上の養護と教育が一体となって保育所保育が行われているということをしっかり認識して保育にあたるべきです。教育だけに偏るとか、養護的機能ばかりでただ子どもを預かるだけでいいという保育であってはなりません。

なお、養護と教育の比重に関していえば、3歳未満で低年齢の子どもほど養護的機能の比率は高く、逆に就学に近くなればなるほど教育的機能の高い保育内容が求められることはいうまでもありません。いずれにせよ、養護と教育が、対象の子どもの発達に合わせてバランスよく一体化した保育内容として提供されることが大切です。

(福田)

1-6

今日の保育園には、入園している子どもの保育だけでなく、ひろく地域の子育て支援をする社会的役割があることを認識していますか。

保育園には、在園児を健やかに育成するということのほかに、保護者の「仕事と子育ての両立支援」及び「地域の子育て支援」という社会的役割があります。

保育園の保護者は、多くは共働きであるために、日中家庭で育児が出来ない子どもをお預かりする、この保育園の働きが、保護者の仕事と子育ての両立を支えることとなります。これは、数十年に亘って保育園が果たしてきた役割であり、今後も期待される最大のものでありましょう。

そして、この「両立支援」に加えて、近年になって顕在化してきたニーズが、「地域の一般家庭への子育て支援」であり、在園児の家庭だけでなく、それ以外の家庭の子育ても支援することが求められるようになったのです。

我が国の子どもを取り巻く状況を見ると、家族の小規模化、核家族化が進行し、家庭内の子育てに関する知識の伝承や育児経験の機会を少なくしています。また、都市化の進展は、地域社会の子育てに関する相互扶助機能を低下させています。

最近の若い親たちは、家庭内や近隣に育児についての相談相手がなく、孤立化し、悩んでいる場合が少なくありません。

保育園には、長年蓄積された子育てに関する知識や経験があります。地域における身近な相談窓口として、保育園は、その保育の専門機能を活用して、相談に応じることができます。

また、子育て相談のみならず、子育てサークルの育成・支援、子育て情報の提供等、保育園の子育てに関するノウハウを地域社会に役立てることができます。

少子高齢社会の現代、子育ての社会的支援が大きな課題となっています。保育園の「地域の子育て支援」という役割が日本の将来にとって重要な意味をもつことを認識し、保育関係者はその責務と誇りを自覚して、ますます保育・子育て支援に邁進したいものです。

(福田)

1-7

あなたは、子どもに、文化や生活習慣、考え方が多様であることを知らせ、それらを尊重する心を育てよう努めていますか。

文化や生活習慣が異なるのは、外国人に限らないのですが、ここでは保育園における外国人保育を例に考えてみることにします。

国際化時代を反映して、日本の保育園にも外国人の子どもたちが入園してくるようになりました。近年、特にその数が増え、現在全国で2万人以上の外国人の子どもたちが保育園に通っていると推測されます。我が国で外国人登録をしている外国人は、201万人であり、今や日本の人口の100人に1.57人は外国人ということになります。

大勢の外国人が日本に来て企業等で働いていますが、保育園が、これらの外国人の子どもを受け入れて、日本人の子ども同様あたたかく保育することは、保護者が安心して働くために大きな役割を果たしているということになり、これは、国際貢献の一つといえることができます。一方、日本人の子どもたちにとっても、幼いころに保育園で外国人の子どもたちと一緒に生活することは、国際人に育つチャンスになります。また、文化や生活習慣等は多様であること、そしてそれらを尊重することを教えるよい機会ともなります。

外国人保育は、外国人にとっても日本人にとっても大変有意義なことなのです。しかし、現実に外国人保育を行ってみると、多くの問題点や課題があります。

外国籍園児の親は、日本人とは言語や文化、生活習慣が異なるために、保育園側との意思疎通が十分にできません。ことばが通じないために、例えば、保護者は子どもの生育歴や、欠席したときの健康状態などを保育園に知らせることができないし、保育者も親に対して、保育園での子どもの様子や病気やケガをした場合などの説明ができません。保育園生活に必要な子どもの持ち物などについても、うまく伝えることができません。

また、文化の違いから、保護者が七夕やひな祭りなどの保育園の行事の趣旨を理解できないということもあります。

食習慣に関していえば、給食の味付けや米食になかなかなじまないということもあるし、宗教上のタブーで肉類に制限がある場合もあります。

外国人保育に当たっては、次のようなことについても配慮することが必要です。

私たち日本人が海外に出かけた時そうであるように、外国人が来日したての時には、多かれ少なかれ不安をいただくものです。ことばが通じない。生活習慣が違う。成人である保護者でさえ戸惑うのに、幼い我が子は、ことばもわからない日本人の子どもたちの中で、うまくやっていけるだろうか。

初めて保育園に来る外国人の親子の気持ちを想像してください。園長をはじめ保育士たちが、心から歓迎してくれている様子で、しかもカタコトながら自分の母国語で話しかけてくれたとしたら、どれほど嬉しいことでしょうか。それが、たとい「おはよう」程度の簡単なことばの繰り返しであったとしても、気持ちは通じるものです。要は、誠意をもって応対することであり、「私たちは、あなたのお子さんを大切に保育しますよ。安心してくださいね」という気持ちをもって接することです。

大人に比べて、子どもはかなり早く集団生活に慣れるといわれています。子どもは、ことばもすぐに覚えます。意思の疎通で困難なのは保護者に対してである、といます。外国人の親は、大人になるまでの長い時間それぞれの祖国の文化の中で過ごしています。生活習慣にしても、日本のそれになじむには相当の抵抗を感じることでしょう。

外国人保育を実施するに当たって、子どもだけでなく保護者に対しても、性急に日本の習慣や文化、保育園の方針を押しつけないようにしたいものです。相手の祖国の文化も尊重すべきです。

こうしたことを考えると、外国人を受け入れることは、確かに容易なことではなく、忍耐のいることではあります。しかし、自分の子どもが保育園でかわいがられていることを知った保護者は、何とかして園に協力しようとするものです。

国際化時代の今日、外国人が日本人の中で生活することは当然のこととなりました。このような時代に、保育園が外国人の子どもをあたたく保育することの意味は大きいと思います。外国人保育のますますの充実と向上を望みます。

(福田)

1-8

子どもの性差や個人差にも留意しながら、固定的な性別役割分業意識を植え付けることのないように配慮していますか。

「ジェンダーフリー」ということばがあります。「ジェンダー」というのは、「セックス」が生物学的な男女の性差を意味するのに対して、歴史的・社会的・文化的につくりあげられた性差のことをいいます。例えば、「男は仕事、女は家庭」などというときには、ジェンダーによる固定的な性別役割分業意識の表れであるということが出来ます。ジェンダーフリーはこの意識を否定して、ジェンダーから解放（自由）を主張する考え方です。

この考え方自体は正しいといえるのですが、最近、行き過ぎたジェンダーフリーが横行していて問題視されることが多くなりました。それは、教育現場で過度の性教育を行うというようなケースがあったりして、良識ある人々を心配させています。

しかし、男女共同参画の時代を迎えた今日、男性も家事・育児などをして家庭を大切にします。女性も家庭だけでなく、仕事を持つなどの自己実現・社会進出をするということは、現在では当然のこととなっていますし、筆者もこのような考えに賛成です。

学校でも、昔は出席簿で男子が先で女子が後でしたが、今は男女混合の名簿にしているところが多くなっています。男の子は青色、女の子は赤色というような区別もあまり行われなくなりました。「女のくせに」などというのも禁句だというのは今日では常識です。こういった傾向はよいと思うのですが、筆者は、行き過ぎたジェンダーフリーには危惧の念を持っています。よい意味での「男らしさ」「女らしさ」まで否定されるとするのならば、反対です。

ですから、保育所保育指針にもこのチェックリストにも「性差や個人差にも留意しながら」という文言が入っているのです。

時代は、大きく変わろうとしています。しかし、古い価値観をすべて否定したり、覆したりするという考え方に与することはできません。日本的な良い伝統は

残しつつ、良識を働かせながら新しい理念を構築することが大切だと考えます。

(福田)

1-9

あなたは、日頃から、子どもに身体的苦痛を与えたり、人格を辱めるなど精神的苦痛を与えることがないようにしていますか。

保育や教育に携わる者たちの間では、「体罰の禁止」は今や常識になっています。家庭においても、昔のように父親が子どもを殴るなどの「しつけ」は行われなくなりました。暴力による教育は、子どもの人権を守るという観点からも否定されるべきですし、教育の効果ということを考慮しても良い結果を生むことはありません。

虐待問題や家庭内暴力を研究している学者によれば、子どもや高齢者を虐待する人は、かなり高い比率で自身が幼少期に虐待を受けた経験があるということです。自分の言い分を通すため、あるいは問題解決の手段に暴力（心理的・言葉による暴力も含む）を使うという環境で育つと、子どもはいつの間にかそのような価値観・行動様式を身に付けてしまうのです。

保育をしていますと、いわゆる「相性の合わない子・親」と日常的に接することもあります。しかし、あまり挨拶もしたくない相手であっても、「受容」することを心がけてください。それがプロとしての保育士に求められる資質なのです。「受容」というのは、相手のありのままの姿を受け入れることです。そうすることによって、「相互信頼関係」が生まれます。時間がかかることもありますが、保育という営みは、実はそのような信頼関係の上にこそ成り立つのです。

十分に可愛がられて（愛されて）育った子どもは、愛される喜び・心地よさを知っています。だから大人になっても人を愛することができるのです。保育者であるあなたは、どうか子どもたちを思い切り可愛がってください。

保険会社等が、子どもたちから「将来なりたい職業」というアンケートをとりますと、「保育士」が毎回上位にあげられます。筆者はそんな記事を見ると嬉しくなります。保育所で「先生」からうんと可愛がられ、大切にされ、認められた経験が

すばらしい「記憶」として刻み込まれているからこそ、自分もそうなりたいと思うのです。

私たち保育者は、保育という仕事に「責務」と「誇り」を自覚して、いつも、その子にとって何が「最善の利益」かを考えましょう。「どうしたらこの子が幸せになれるのだろう」と心の底から思いやることから、問題の解決策を見出すことができるのです。

全ての人（子ども）を愛するということは、困難なことのように思われるのですが、それに挑戦してみてください。そして、そのことによって相手が良い方向に変化するのを見たときに、あなたは、自分自身がプロの保育士として成長したことを知るでしょう。

（福田）

1-10

あなたは、個人情報の保護に配慮し、子どもやその家庭についての秘密を正当な理由なく漏らすことがないようにしていますか。

平成17年4月、個人情報の保護に関する法律が施行されました。今や個人情報の保護は、我が国においても先進諸国同様に当然のこととして行われるようになりました。経済界・産業界等ではこの法律の施行にあわせて、顧客・利用者等の情報管理のために膨大な量の書類を作り変えるなど、大変な労力と経費を投入することとなりました。一方、消費者・一般市民の意識も高まり、自らの個人情報は守られなければならないという考え方も定着しました。

保育園においても、利用者（園児とその家庭）に関する個人情報の保護に努めることは当然ですが、さらにその方針を保護者に開示する必要があります。「当園では個人情報の適切な保護に努めています」というようなタイトルの掲示をすることも、利用者に安心感・信頼感を持ってもらうためには有効です。

その際、次のような文言を記載するとよいでしょう。

「個人情報の保護に関する基本方針」として、「当園は、個人情報の性格と重要性

を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取り扱いに当たり、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くし、保護者の皆様や地域から信頼される保育園づくりに努めてまいります」などの表現が適切だと思います。

また、「個人情報の取得、利用及び提供について」という見出しで、「①個人情報の取得に際して、利用目的を本人に知らせます。②個人情報はその利用目的の範囲内で適切に利用し、外部に提供する場合は本人の同意を得ることとします」

「個人情報の適正な管理について」という見出しで、「①個人情報は、漏洩、滅失又は棄損などがないように適切に管理します。また、不要となった個人情報は確実に廃棄又は消去します。②役職員や関係者に対しては、個人情報に関する教育・研修を実施し、個人情報保護に対する意識を徹底します。③利用目的達成のため、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます」

「個人情報の開示、修正及び利用停止について」という項で、「当園は、本人から個人情報について開示、修正及び利用停止の請求があった時は、内容を確認し、速やかに対応いたします」

「苦情等への対応について」という項で、「当園は、個人情報の取り扱いに関する苦情・要望・質問に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。個人情報の取り扱いに関し、苦情等がございましたらお申し出ください」

利用者（保護者）は、上記のような文言を記載した掲示（ポスター等）を見ることによって、その保育園の基本方針を知り、園の姿勢を理解し、安心感と信頼感を持つようになるでしょう。

保育園に限らないことですが、組織には、個人情報に関する秘密保持（守秘義務）の徹底が求められます。このようにして利用者の期待に誠実に応えることは、保育園が提供する保育サービスの向上とともに私たちが忘れてはならない責務といえましょう。

（福田）

1-11

あなたは、「子ども・子育て応援プラン」に、若者の就労支援や男性の子育て参加等が盛り込まれていることを知っていますか。

少子化対策は、今や我が国にとって最優先の政策課題であるといわれています。1人の女性が生涯に生む子ども数の推計値である合計特殊出生率は、5年連続で過去最低を更新し、平成17年は1.26になりました。

一方、65歳以上の高齢者は、同年、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、20.04%と初めて2割台となりました。

少子・高齢社会の到来は、やがて、労働力不足、経済全体の活力低下、年金・介護等の費用負担が現役世代に増大することなど、日本の将来に深刻な影響を与えることを予測させます。

少子化は、人口の高齢化を一層進行させる車のアクセルのようなものだとされています。国は、この少子化に歯止めをかけるために、「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」を制定し、さらに、かつての「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」に替わる「子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

それまでのプランでは保育関係事業が中心でしたが、この「子ども・子育て応援プラン」では、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野での目標を掲げています。

「05年版労働経済白書」によれば、いわゆるフリーターは213万人、ニート（仕事をしていない・学業にもついていない若者）は64万人にもものぼるということです。別の調査によると、このような経済的に不安定で所得の低い人々の結婚率は低いことが分かっています。

北欧などでは婚外子の比率が高いのですが、我が国では、ほとんどの人が結婚してから子どもを生みます。若い人たちが結婚して子どもをもつことができるように、就労支援をすることが少子化対策につながることとなります。そこで、「子ども・子育て応援プラン」では、「若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用」「インターンシップ（就業体験）の推進」等により、若者が意欲をもって就業し、経済的

にも自立できるように支援することを目指しています。

また、このプランは「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」という重点課題を掲げ、男女を問わず育児休業を取得しやすいようにすること、男性も家庭で子どもに向き合う時間がもてるように働き方を見直すことなどをとりあげています。

このほかにも、子育て支援を考えるときに、「子ども・子育て応援プラン」は多くの示唆を与えてくれますので、ぜひ参考にしてください。

(福田)

1-12

様々な特徴（障害）を持つ子ども持たない子ども、一人ひとりのありのままの姿を受けとめ、地域のすべての子どもが健やかに成長することを願って保育をしていますか。

健常な子どもと障害を持つ子どもを一緒に保育することを「インテグレーション」（統合保育）とって、今日の保育園では当たり前のこととして行われるようになりました。

現代では、「ノーマライゼーション」（障害者が通常の生活をする権利を保障することを目標に社会福祉を進めること）の考え方も定着しつつあり、まだ十分とはいえないにしても、障害を持った人が社会で不自由なく生活できるように「バリアフリー」（障壁をなくすこと）を目指しています。

最近「インクルージョン」という言葉をよく耳にします。もともとは「包括・包含」という意味ですが、教育界で、「すべての子どもたちを包み込んでいこう」（包括教育）という概念で使われていることが多く、ここ数年で急速に広まっています。保育界でも以前から、「共生」「共育」ということを主張する先駆的な保育者がいましたが、それらの方たちは、この「インクルージョン」という理念を分かりやすく表現したのだと思われます。

また、この「インクルージョン」という考え方は、「ノーマライゼーション」や「インテグレーション」という概念を含み、教育（保育）界でこれらをさらに進化

させたものだということもできましょう。

障害を持つ子どもを「様々な特徴（個性）」を持つ子として、ありのまま受けとめ、健常な子どもたちと一緒に保育する。共に生きる。共に育つ。このような保育観を持ち、障害児保育に取り組んでいてくれる多くの保育者に敬意を表したいと思います。

保育関係者であれば、だれもが「地域のすべての子どもが健やかに成長すること」を願って保育しているはずですが、ともすると私たちは、その「地域のすべての子ども」の中に障害を持っている子どもがいることを忘れがちです。しかし、障害児を受け入れている保育者は、いつもこのことに心を砕いてくれています。

ちなみに、このチェックリストの障害児保育の項の見出しは、「特別な配慮や支援を必要とする子ども（障害児）の保育」としました。当然のことながら、健常な子どもにも保育上の配慮や支援は必要ですが、様々な特徴（障害）を持っている子の保育には「特別な配慮や支援」が求められているのです。

「インクルージョン」「共生・共育」の理念と実践が、保育園から地域社会へ、そして日本中に広がることが期待されます。

(福田)

1-17

あなたは、一人ひとりの子どもに目が行き届いていたか振り返り、これからの保育の課題をみつけることができますか。

保育は、子ども「一人ひとり」の発達や個性にあわせて行うことが必要です。ときには、「みんな一緒」という集団保育の場面もありますが、原則は、個々の子どもへの視点を大切にすることです。

時々、「一人ひとりの子どもに自分の目は行き届いていただろうか」と振り返ることを忘れないようにしましょう。

自分の保育を立ち止まって振り返り、見直すこと。保育士は忙しい日常を過ごしていますので、自らの保育を自己点検・自己評価する余裕はなかなかありません。

しかし、多くの保育士が自分の保育がマンネリ化しているのではないかと考え、なんとかして自身の保育を向上させたいと願っているのではないのでしょうか。そもそも、この「新チェックリスト保育士篇」は、そうした保育士の方たちのニーズに応じて作成されたものです。どうぞ、このチェックリストを活用してください。ここには、保育内容に関する211ものチェック項目があります。1項目が、2～3行程度にコンパクトにまとめられていますから、あまり時間をかけずに簡単に自己点検、自己評価することができます。

このチェックリストによって、自分の保育を振り返り見直すならば、あなたは、自身のこれからの保育の課題を見つけることができるでしょう。

いうまでもなく、保育所保育には養護的機能と教育的機能があります。保育所はただ子どもを預かるだけの託児施設ではありません。幼稚園と同等の教育的機能があるということ、さらには、その機能にはいわゆる幼児教育のみならず、子どもの保育所における生活と遊びを通して豊かな人間性や感性を育成する働きがあるということ、例えば、自主性とともな協調性や思いやりを育てるといった保育内容が組み込まれています。

これらは、一人ひとりを大切にするという保育所保育の要諦を身に付けた保育士の方たちの努力なしには不可能なことです。

私たち保育者は、その責務と誇りを自覚して、ますます専門性と人間性の向上に努めたいものです。

(福田)